

自動車総連・積立年金

(拠出型企業年金保険)



個人年金コース

一般積立コース

予定利率

年**1.25%**
+ 配当率

※予定利率については、将来変更される場合があります。

～加入は早く、若いうちに！～

1 新規加入申込
(現在未加入の方)

専用申込書に必要事項をご記入のうえ組合役員にご提出ください。

※上記は幹事保険会社の締切日です。所属労連・組合ごとで締切日が異なる場合がありますので所属組合にご確認ください。

■ 申込締切日 ■

2025年

2025年8月1日付加入 **5月12日(月)**

2026年2月1日付加入 **10月30日(木)**

～口数を増やしてゆとりあるシルバーライフを！～

2 口数変更および他の積立コース加入申込
(現在加入している方)

「掛金(口数)変更申込書」に必要事項をご記入のうえ「掛金(口数)変更申込書」に記載の提出先にご送付ください。

※上記は幹事保険会社の締切日です。所属労連・組合ごとで締切日が異なる場合がありますので所属組合にご確認ください。

■ 申込締切日 ■

2025年

2025年8月1日付加入 **5月19日(月)**

2026年2月1日付加入 **11月5日(水)**

積立年金のサービス

「みんなのMYポータル」をご利用ください!

みなさん
ぜひご利用
ください!

無料で利用できるWEBシステムで、積立年金に関するさまざまなサービスをご提供しています。

加入者サービス

- 加入内容の確認
- 積立年金の残高照会
- 積立年金の一部払出(一般積立コース)
- 将来受取額試算サービス

共通サービス

- パンフレットの閲覧
- ライフプランシミュレーション
- 健康関連情報の提供

▶ ログインはこちらから

- スマートフォン・タブレット
- PC

明治安田 みんなのMYポータルでも検索できます。

▶ ログインの際のID・パスワードは以下をご使用ください

ご加入中の方 明治安田生命より送付した生命保険控除証明書に同封しているハガキをご参照ください。

未加入の方 **共通ID: a0000420** **パスワード: sqxi1936**

積立年金に新規加入された方は、ご加入後にログインID・パスワードを通知するハガキを送付します。

※【契約概要】【注意喚起情報】はP1～P2に記載しています。ご加入前に必ずご確認のうえ、お申込みください。

個人情報に関する取扱いについて

<契約者と生命保険会社からのお知らせ>

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日等>(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのために使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、一時金・年金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のため使用(注)し、また、契約者および他の生命保険会社に上

記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の引受保険会社は、今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

(注) 保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/>)をご参照ください。

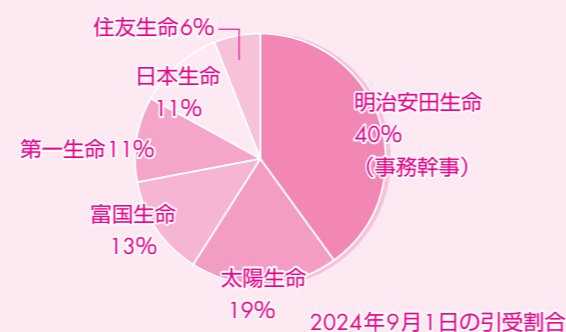
自動車総連・積立年金は、老後の生活に備える自助努力の為の制度です。皆さまの積立金については、自動車総連・中央執行委員会で決定された6社の生命保険会社に委託運用することによって、リスク分散を図っています。こうした点についても十分にご検討頂いた上で、御自身の判断で加入申込をしてください。

幹事会社 明治安田生命保険相互会社

〔連絡先〕 広域組織法人部法人営業第一部
〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1
明治安田生命ビル 24階
TEL 03-6259-0491

下記の引受保険会社は各ご加入者の加入金額のうち、それぞれの引受割合(2024年9月1日現在)による保険契約上の責任を負います。また、引受会社および引受割合は変更することがあります。

なお、各引受会社の予定利率及び配当実績等により、給付金支払の引受割合が下記の引受割合と異なる場合があります。



引受保険会社(太陽生命・第一生命を除く)は相互会社であり、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、この契約におけるご契約者は団体であり、

ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

※この制度は自動車総連が生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づき運営します。

老後の生活資金準備の第一歩として、将来受給できる公的年金を確認しましょう

<ご参考> 公的年金シミュレーター (<https://nenkin-shisan.mhlw.go.jp/>)
「公的年金シミュレーター」は、働き方・暮らし方の変化に応じて、将来受給可能な年金額を簡単に試算できるツールとして、厚生労働省が開発したものです。パソコンまたはスマートフォンでご利用できます。



MY-A-25-企-000279

2024年9月作成



自動車総連

(全日本自動車産業労働組合総連合会)

〒108-0074 東京都港区高輪4-18-21
View-well Square(ビューウェルスクエア)

【加入手続き等に関するお問い合わせ先】

自動車総連 企画総務局 TEL03-5447-5811(代)

明治安田生命保険相互会社 広域組織法人部 自動車総連担当

フリーダイヤル **0120-827-050**

(受付時間 9:00~17:00 除く土日、年末年始休業日)

※一部の固定電話からは繋がりません

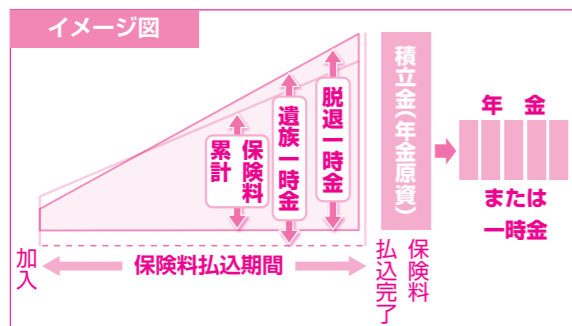
意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、取扱内容・給付額試算表の内容・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

契約概要【ご契約内容】

1 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員の方が、自助努力による老後保障資金を準備するために、企業・団体を保険契約者として運営する団体年金保険商品です。在職中に積立てを行ない、退職、退会等により保険料払込完了を迎えられた後に年金または一時金が受け取れます。また、遺族年金特約により、保険料払込期間中の死亡時には加算があります。



2 加入年齢、保険料、保険期間等

加入年齢、加入資格、(追加)加入日、保険料の額、払込方法、払込完了期日等につきましては、本パンフレットの該当箇所をご参照ください。退職、退会等により企業・団体の所属員でなくなった場合はすみやかに脱退いただきます。

3 積立金(受取予想額)

将来の受取予想額につきましては本パンフレットに記載の給付額試算表にてご確認ください。

4 年金や一時金が主に支払われる場合

■基本年金(もしくは一時金)

保険料払込完了後に、積立金を原資とした年金もしくは一時金をお支払いします。

■脱退一時金(もしくは年金)

保険料払込完了前に脱退される場合、原則一時金でお支払いとなりますが、年金でのお支払いが可能な場合があります。

■遺族年金(もしくは一時金)

ご加入者が保険料払込期間中に死亡された場合は、積立金に遺族年金特約による加算をして、年金もしくは一時金にて遺族の方にお支払いします。

※上記の年金もしくは一時金について選択できる給付種類等は、企業・団体ごとの制度内容により取扱が異なります。

5 配当金

この保険は1年ごとに財政決算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金をお支払いする仕組みとなっています。年度途中で脱退された場合その年の配当金はありません。

6 引受保険会社(事務幹事会社)

明治安田生命保険相互会社

本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

※本パンフレット記載の複数の保険会社でご契約をお引受けし、明治安田生命保険相互会社は他の引受保険会社の委任を受けて事務を行ないます。引受保険会社は、それぞれの引受割合により保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社等は、変更される場合があります。

注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

1 お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、団体を契約者とする企業保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

2 責任開始期

ご提出いただいた加入申込書に基づき引受保険会社にご加入を承諾した場合、引受保険会社は所定の「(追加)加入日」からご契約上の責任を負います。なお、企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等には保険へのご加入を決定し、責任を開始させるような代理権はありません。

3 年金や一時金のお支払制限

次のような場合、年金や一時金のお支払いに制限があります。

■遺族年金・遺族一時金の受取人が故意に加入者を死亡させた場合は、他の相続人に遺族年金・遺族一時金をお支払いします。同様に年金受給者を死亡させた場合、未支払の年金原資を他の相続人にお支払いします。

■契約者の保険契約締結の際または加入者がこの保険契約に加入する際に、詐欺行為があった場合は、この保険契約の全部または一部が取り消しとなることがあり、既に払込まれた保険料は払戻ししません。

■受取人や継続受取人が年金・一時金の請求について詐欺を行なった時(未遂を含みます)など、この保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生した場合や、保険契約者、加入者、受取人または継続受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められるなどの重大な事由が発生した場合は、この保険契約の全部または一部を解除することがあります。この場合、所定の返戻金をお支払いします。

■保険料の払込を中断されている期間中にご加入者が死亡された場合、遺族年金特約による加算はありません。

4 保険料の払込

ご加入者からの保険料の払込のないまま所定の猶予期間を経過した場合、保険料の請求を停止し、加入取消もしくは脱退いただくことがあります。

5 信用リスク・生命保険契約者保護機構

■保険会社の業務または財産の状況の変化により、積立金や脱退・払出し時の一時金の金額、年金受給時にお約束した年金額が削減されることがあります。

■引受保険会社は生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも積立金額や年金受給時にお約束した年金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問合せ下さい。(ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>)

6 ご照会・ご相談窓口

この保険に関する生命保険会社に対する苦情・相談先(注)

明治安田生命保険相互会社
広域組織法人部
03-6259-0491

(注)一般のお手続き等に関するご照会につきましては、本パンフレット記載の団体窓口へご連絡ください。

■この保険に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>)

■なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

7 積立金や脱退・払出し時の一時金額

この保険では、お払いいただいた保険料全額をそのまま積み立てるのではなく、保険料の一部は事務手数料や遺族年金特約保険料に充てられます。したがって、積立金や脱退・払出し時の一時金の額がお払いいただいた保険料の累計額を下回る場合があります。

8 予定利率

予定利率とは、お預かりしている保険料積立金に対して付利する利率のことをいいます。金利水準の低下、その他の著しい経済変動などこの契約の締結の際、予見しえない事情の変更により特に必要と認められた場合には、保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより主務官庁に届け出たうえで、予定利率を変更することがあります。

9 ご契約の継続と解約返戻金

■この保険は、ご加入者の加入状況または福利厚生制度の変更等によりご継続できないことがあります。ご加入者が10名未満となった場合、この契約は解約となる場合があります。■解約となる場合は、解約返戻金をお支払いします。

10 年金・一時金の支払いに関する手続き等の留意事項

■年金・一時金のご請求は、団体(ご契約者)経由で行なっていただく必要がありますので、年金・一時金のお支払事由が生じた場合、すみやかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。

■年金・一時金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、他の年金・保険金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

意向確認 [ご加入前のご確認]

自動車総連・積立年金は、老後生活の資金確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

制度のしくみ

Point 1 目的に合わせた2コース

個人年金保険料控除の適用が受けられる「個人年金コース」と、途中払い出しが可能な「一般積立コース」

Point 2 自由に選べる積立コース

月々1千円(1口)から、ボーナスは1万円(1口)からOK

Point 3 積立途中でも口数を自由に変更できます

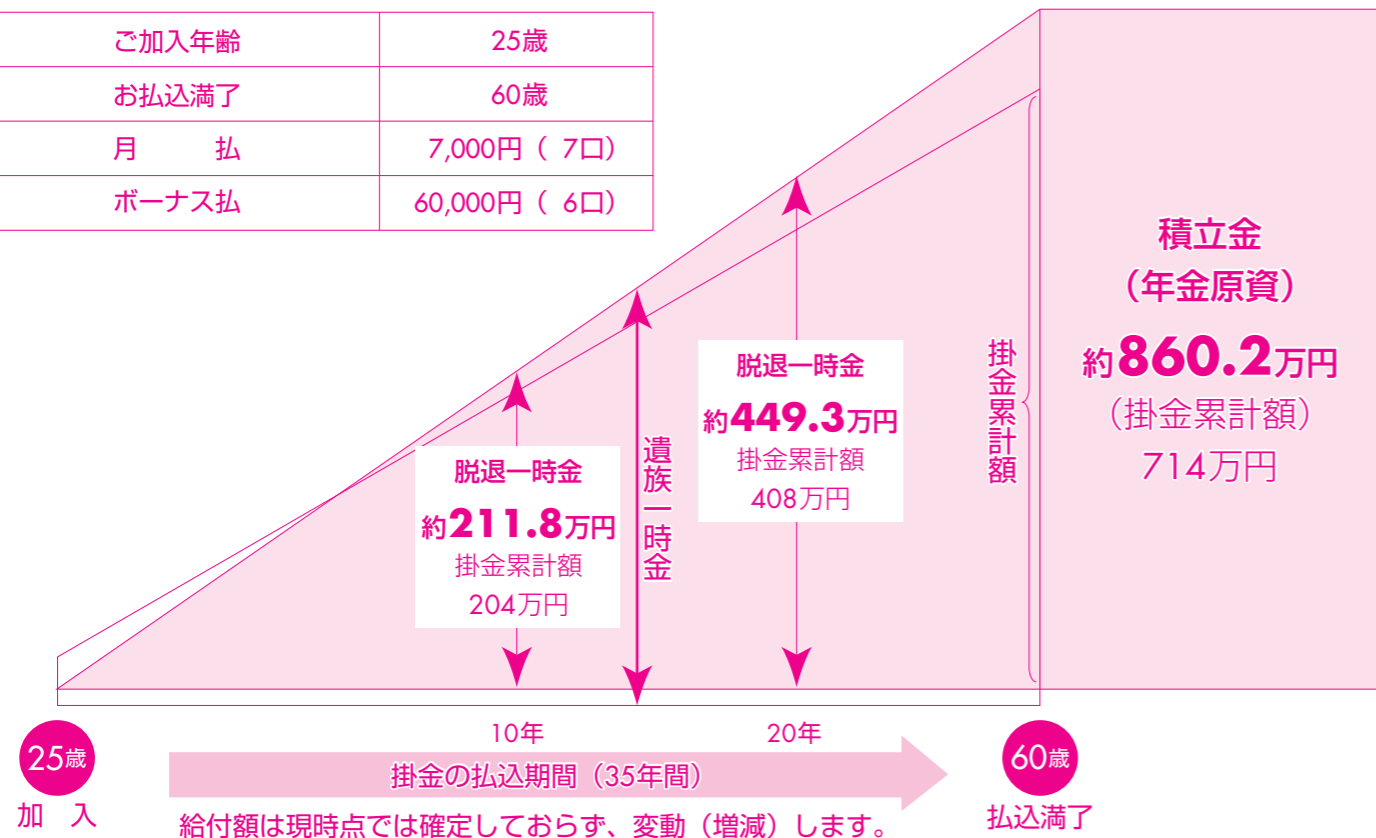
年2回春・秋のPR期間中

Point 4 運用利率は予定利率年1.25%+配当率

- ・ 予定利率については将来変更される場合があります。
- ・ 毎年の配当金はそれぞれのお支払い時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定しておりません。
- ・ 決算実績によってはお支払できない年度もあります。
- ・ また、配当金が生じた場合には積立金の積増に充当されます。

1 積立期間中 ご加入例 (モデルプラン)

ご加入年齢	25歳
お払込満了	60歳
月 払	7,000円 (7口)
ボーナス払	60,000円 (6口)



2 積立満了後の給付例

モデルプランを年金選択した場合の試算図です。

いずれかを選択

豊富な年金種類から組み合わせを自由に選択できます。(個人年金コース・一般積立コース、月払・ボーナス払それぞれ1種類)年金に代えて一時金で受取ることもできます。

確定年金 → ・確定年金 [5年(一般積立コースのみ)・10年・15年・20年] (例)15年確定年金の場合

年金原資 約860.2万円

年金月額 約5.1万円

15年間の年金受給総額 約**933万円**

- 15年間定められた年金を本人の生死に関係なく支払います。

5年倍額給付確定年金 → ・5年倍額給付確定年金(10年・15年・20年) (例)5年倍額給付15年確定年金の場合

年金原資 約860.2万円

当初5年間 初年度年金月額 約7.6万円

6年目以降 6年目以降年金月額 約3.8万円

15年間の年金受給総額 約**918万円**

- 60歳~65歳までの5年間の年金給付を厚くします。
- 15年間定められた年金を本人の生死に関係なく支払います。

15年保証期間付終身年金 → ・15年保証期間付終身年金(男性)

年金原資 約860.2万円

年金月額 約3.4万円

15年間の年金受給総額 約**629万円**

- 15年間定められた年金を本人の生死に関係なく支払います。保証期間経過後は本人が生きている限り支払います。

5年倍額給付15年保証期間付終身年金 → ・5年倍額給付15年保証期間付終身年金(男性)

年金原資 約860.2万円

当初5年間 初年度年金月額 約5.6万円

6年目以降 6年目以降年金月額 約2.8万円

15年間の年金受給総額 約**677万円**

- 60歳~65歳までの5年間の年金給付を厚くします。
- 15年間定められた年金を本人の生死に関係なく支払います。保証期間経過後は本人が生きている限り支払います。

15年保証期間付夫婦連生年金(配偶者特別付年金) → ・15年保証期間付夫婦連生年金(配偶者特別付年金)(男性)

年金原資 約860.2万円

年金月額 約2.9万円

配偶者年金(本人の6割)

15年間の年金受給総額 約**536万円**

- 15年間定められた年金を本人の生死に関係なく支払います。保証期間経過後は本人又は配偶者の方が生きている限り支払います。(配偶者の年金は本人の6割)

※年金受給開始(60歳)時、配偶者(妻)57歳の受取例です。

(5年倍額給付)15年保証期間付終身年金・15年保証期間付夫婦連生年金(配偶者特別付年金)についての留意点

年金受取開始後、保証期間内に一時金でのお受取りを希望された場合には、残余保証期間に対応する未払年金現価をお支払いします。この場合でも、保証期間経過後、ご加入者が生存されているときに限り(夫婦連生年金(配偶者特別付年金)の場合はご加入者または配偶者が生存されているときに限り)再び所定の年金が支払われます。ご加入者が保証期間中に死亡された場合、ご加入者の遺族に残りの保証期間年金をお支払するか、年金に代えて残りの保証期間

に対応する未払年金現価をお支払いします。上記の15年保証期間付終身年金の例の場合、年金原資約860.2万円に対し保証期間内に受け取れる年金の累計額は約629万円です。このように、保証期間内に受け取れる年金額は、積立てられた年金原資額を大幅に下回りますのでご注意ください。
*保証期間経過後は生存確認のため、年1回、所定の書類のご提出が必要となります。

年金の種類もたくさんあるんだ。



積立年金加入のポイント

「個人年金コース」と「一般積立コース」の特長（相違点）

	個人年金コース	一般積立コース
① 加入年齢	満50歳未満 (自動車総連傘下組合員または組合が認めた方です。…8ページの加入資格をご覧ください。)	満70歳以下
② 全部中止 (保険料払込の中断)	払込を中断することはできません。	※1 最長3年間払込を中断することができます。
③ 積立金の払出	払出しはできません。 (脱退して一時金を受取ることはできません。)	※2 積立金を払出すことができます。 (契約は継続します。)
④ 年金の取扱い	年金月額にかかわらず取扱います。	※3 積立金を年金で受取る際、初年度年金月額が1万円未満の場合は、年金の取扱いはできません。
⑤ 保険料の税法上の取扱い	個人年金保険料控除の対象となります。	一般の生命保険料控除の対象となります。
⑥ 積立金受取時 税法上の取扱い	脱退一時金は、一時所得として課税対象 年金は雑所得として課税対象	

※1 一般積立コースは、育児休暇中や休職中など、掛金の払込が困難な場合、加入(積立)期間中に保険料の払込み(積立)を3年間中断することができます。詳細は「制度の取扱い」全部中止の項目をご覧ください。

※2 詳細は「制度の取扱い」積立金の払出しの項目をご覧ください。

※3 夫婦連生年金(配偶者特則付年金)や5年倍額給付確定年金を選択する場合は初年度年金月額が2万円以上である必要があります。詳細は「制度の取扱い」年金の受給資格をご覧ください。

少しずつでも長く続けることが重要です

スマホで
check!!

二次元コードを読み取り、
自動車総連積立年金の
説明動画を視聴ください



月払10口(10,000円)を
40年間継続して積立てた

Bさんの場合

● 払込掛金累計額 **4,800,000円**

● 積立金給付額
(脱退一時金金額) **約5,949,300円**



月払40口(40,000円)を
10年間継続して積立てた

Cさんの場合

● 払込掛金累計額 **4,800,000円**

● 積立金給付額
(脱退一時金金額) **約4,973,600円**



同じ払込掛金累計額でも、
**40年間継続したBさんの方が、
約97万円積立金給付額が大きくなります。**

コツコツと
積立てることを
お勧めします!

だから若いうちから備えましょう!

給付額試算表

給付額試算表 (掛金払込期間中)					
加入期間	<月払:10口(1万円)> (制度運営費0.7%)		<ボーナス払:10口(10万円)> (制度運営費0.2%)		<一時払積増:10口(100万円)>
	払込掛金合計額(円)	積立金額 (脱退一時金額)(円)	払込掛金合計額(円)	積立金額 (脱退一時金額)(円)	積立金額 (脱退一時金額)(円)
1年	120,000	約 118,000	200,000	約 197,600	約 998,300
2年	240,000	237,500	400,000	397,500	1,009,600
3年	360,000	358,300	600,000	599,700	1,021,100
4年	480,000	480,500	800,000	804,200	1,032,700
5年	600,000	604,000	1,000,000	1,011,000	1,044,400
6年	720,000	729,000	1,200,000	1,220,100	1,056,300
7年	840,000	855,400	1,400,000	1,431,700	1,068,300
8年	960,000	983,300	1,600,000	1,645,700	1,080,500
9年	1,080,000	1,112,600	1,800,000	1,862,100	1,092,800
10年	1,200,000	1,243,400	2,000,000	2,080,900	1,105,200
15年	1,800,000	1,920,200	3,000,000	3,213,500	1,169,700
20年	2,400,000	2,636,800	4,000,000	4,412,400	1,238,000
25年	3,000,000	3,395,400	5,000,000	5,681,500	1,310,400
30年	3,600,000	4,198,600	6,000,000	7,025,200	1,387,100
35年	4,200,000	5,048,900	7,000,000	8,447,800	1,468,300
40年	4,800,000	5,949,300	8,000,000	9,953,900	1,554,300

給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。

給付額試算表の金額は、次の条件で計算していますが、実際にお支払する金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。

- 年間保険料66億円を常に維持していること。
- 加入者全員の保険料が毎月末日に入金されたものであること。
- 給付額試算表の給付額は、各引受生命保険会社の予定利率(2024年9月1日現在)を引受割合(2024年9月1日現在)に基づき加重平均した率年1.25%にて計算しています。ただし、年金の給付額は、明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社)の予定利率(2024年9月1日現在年1.25%)を使用しています。なお、基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)については、

将来変更される場合があります。記載の給付額には、配当金を加算していません。毎年の配当金はそれぞれのお支払い時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。決算実績によってはお支払できない年度もあります。また、配当金が生じた場合には積立金の積増に充当されます。

年度途中で脱退された場合は、その年の配当金がありません。積立金(脱退一時金)は加入年数が短いと払込保険料の合計を下回ります。

●ボーナスや満期金などまとまったお金を一時払で積み増す(一時払積増)ことができます。

●一時払の積立金は、積増した月からの期間で試算しております。

給付額試算表

年金給付額試算表（年金原資1,000万円の場合）

年金の種類	基本年金月額 (円)	基本年金額累計		
		10年 (円)	15年 (円)	20年 (円)
10年確定年金	約 87,690	約 10,523,200	約	約
10年確定年金（5年倍額型）	（1年目～5年目） 115,720	10,415,400		
	（6年目～） 57,860			
15年確定年金	60,250	7,230,900	10,846,350	
15年確定年金（5年倍額型）	（1年目～5年目） 88,990	8,009,250	10,679,000	
	（6年目～） 44,490			
20年確定年金	46,560	5,588,000	8,382,000	11,176,000
20年確定年金（5年倍額型）	（1年目～5年目） 73,110	6,580,550	8,774,050	10,967,550
	（6年目～） 36,550			
15年保証期間付終身年金（60歳開始－男性）	40,620	4,874,700	7,312,050	※ 9,749,400
15年保証期間付終身年金（5年倍額型）（60歳開始－男性）	（1年目～5年目） 65,580	5,902,650	7,870,200	※ 9,837,750
	（6年目～） 32,790			
15年保証期間付夫婦連生年金（配偶者特則付年金）	34,660	4,159,400	6,239,100	※ 8,318,800

※本人生存の場合

①給付額は現時点では確定しておらず、変動（増減）します。

記載の給付額は、明治安田生命保険相互会社（事務幹事会社）の基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）を使用しており、その他の引受会社の基礎率を含めたものとはなっていません。なお、実際にお支払する金額は変動（増減）することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。なお、年金開始後は、保険事務費として、年金支払時に年金額の1%を積立金から控除します（記載金額は控除後です）。

毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。配当金が生じた場合には年金の増額のため保険料に充当しますが決算実績によってはお支払できない年度もあります。

なお、記載の給付額には、配当金を加算していません。

②15年保証期間付夫婦連生年金（配偶者特則付年金）については、60歳開始－男性（妻57歳）の例で、夫婦の年齢によって受取額は異なります。

制度の取扱い

	個人年金コース （個人年金保険料控除適用型）	一般積立コース （一般生命保険料控除適用型）																		
加入資格	自動車総連傘下組合員または組合が認めた方で、加入日（8月1日・2月1日）に満15歳以上で※積立満了年齢（60歳）まで10年以上あり、申込日現在健康で正常に就業している方。ただし、満75歳まで積立を継続できます。 ※〔満50歳（新規加入日現在）未満の方です。〕	自動車総連傘下組合員または組合が認めた方で、加入日（8月1日・2月1日）に満15歳以上満70歳（新規加入日現在）以下で、申込日現在健康で正常に就業している方。ただし、満75歳まで積立を継続できます。																		
積立満了年齢	満60歳です。																			
掛金 (2024年9月現在)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>払込の方法</th> <th>月払 (1口以上最高100口)</th> <th>ボーナス払 (1口以上最高100口)</th> <th>一時払 (1口以上最高200口)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1口当たりの掛金</td> <td>1,000円</td> <td>10,000円</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>制度運営費</td> <td>7円</td> <td>20円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>保険料</td> <td>993円</td> <td>9,980円</td> <td>100,000円</td> </tr> </tbody> </table>				払込の方法	月払 (1口以上最高100口)	ボーナス払 (1口以上最高100口)	一時払 (1口以上最高200口)	1口当たりの掛金	1,000円	10,000円	100,000円	制度運営費	7円	20円	0円	保険料	993円	9,980円	100,000円
	払込の方法	月払 (1口以上最高100口)	ボーナス払 (1口以上最高100口)	一時払 (1口以上最高200口)																
1口当たりの掛金	1,000円	10,000円	100,000円																	
制度運営費	7円	20円	0円																	
保険料	993円	9,980円	100,000円																	
<p><掛金のしくみ></p> <p>※1. 制度運営費（月払、ボーナス払のみ） ※2. 保険会社の事務費 ※3. 遺族特約保険料（月払、ボーナス払のみ） ※4. 積立金（運用原資）</p> <p>・月払とボーナス払の併用は可能です。一時払積増のみの加入はできません。 ・掛金負担者は加入者本人です。</p>																				
掛金の払込	<p>月払：毎月27日に加入者指定の口座からの自動引落し。（初回は7月または1月より。金融機関休業日の場合翌営業日）</p> <p>ボーナス払：毎年7月27日と1月27日に加入者指定の口座からの自動引落し。（金融機関休業日の場合翌営業日）</p> <p>一時払積増：銀行振込または郵便振込とし、毎年7月20日～8月20日、もしくは12月20日～1月20日までに加入者が所定用紙で直接振込みます。（フリーダイヤルにて振込用紙を請求してください）</p> <p>退職時一時払：退職時に限り上記以外の一時払ができます。方法は一時払積増と同様ですが、確定年金を選択する場合、その時点の積立金額を限度とします。</p>																			
加入日	加入受付期間は毎年2回です。 ①春PR～5月12日まで（8月1日付加入） ②秋PR～10月30日まで（2月1日付加入） ※労連・組合ごとに受付期間・締切日が異なりますので、所属組合にご確認ください。																			
口数の変更 (増口・一部中止)	変更の受付期間は毎年2回です。変更の場合は、掛金（口数）変更申込書で手続きください。 ①春PR～5月19日まで（8月1日付加入） ②秋PR～11月5日まで（2月1日付加入） ※労連・組合ごとに受付期間・締切日が異なりますので、所属組合にご確認ください。																			
口座引去り 不能時の取扱い	①月払…翌月には2ヵ月分をまとめて請求します。翌月に引き落しできなかった場合翌々月に3ヵ月分を請求します。 翌々月にも引き落しできなかった場合には、脱退扱いとします。 ②ボーナス払…翌月に再度請求し、それでも引き落としができない場合は、翌々月にもう一度請求します。翌々月にも引き落としできなかった場合には脱退扱いとします。																			

制度の取扱い

	個人年金コース (個人年金保険料控除適用型)	一般積立コース (一般生命保険料控除適用型)
積立金の払出し	積立金の一部を払い出すことはできません。脱退し全額を一時金として受け取ることはできます。	積立金が5万円以上あれば全部、または一部を5万円以上1万円単位で払出しできます。なお、払出しは毎月可能です。(一部の払出し) ※この場合、中止の事由(その他加入者が掛金の拠出に支障のある場合を除く)に該当することとします。
積立期間中の給付	①脱退: 脱退一時金(加入者本人受取。一時金の受領には約2~3週間の余裕をみてください。決算期(8月1日)の請求は約1ヵ月の余裕をみてください。) ②死亡: 遺族一時金(脱退一時金に月払・ボーナス払1回分の保険料相当額を加えたもの。ただし死亡時に掛金払込みを全部中止している場合、及び掛金が未納だった場合は加えられません。)受取人順位: 1配偶者、2子、3父母(養父母、実父母の順とする。)、4孫、5祖父母、6兄弟姉妹 ③年金受給資格を満たした加入者が死亡した場合、遺族が年金(10年確定年金)を受け取ることができます。	①脱退: 脱退一時金(加入者本人受取。一時金の受領には約2~3週間の余裕をみてください。決算期(8月1日)の請求は約1ヵ月の余裕をみてください。) ②死亡: 遺族一時金(脱退一時金に月払・ボーナス払1回分の保険料相当額を加えたもの。ただし死亡時に掛金払込みを全部中止している場合、及び掛金が未納だった場合は加えられません。)受取人順位: 1配偶者、2子、3父母(養父母、実父母の順とする。)、4孫、5祖父母、6兄弟姉妹 ③年金受給資格を満たした加入者が死亡した場合、遺族が年金(10年確定年金)を受け取ることができます。
全部中止	取扱いません。 積立てを終了し、積立金を一時金(または、年金受給資格があれば年金)で受給することができます。	取扱います。(全部中止の期間は3年を限度とします。) 全部中止とは払込みを中断するもので他の積立金同様に継続して運用されます。積立金の払い出しをする場合は別途手続きが必要です。 中止の事由=災害、疾病、障害(親族の疾病、障害および死亡を含む)、住宅の取得、教育(親族の教育を含む)、結婚(親族の結婚を含む)、債務の弁済、その他加入者が掛金の拠出に支障のある場合。
年金の受給資格	掛金払込完了年齢(満60歳)に達した時、または満50歳以上でかつ積立期間が10年以上である事。(受取人は加入者本人) ただし、5年確定年金の選択はできません。また積立満了年齢である満60歳未満で年金支給を開始する場合は確定年金の選択ができません。	掛金払込完了年齢(満60歳)に達した時、または満50歳以上でかつ積立期間が2年以上である事。(受取人は加入者本人) 年金月額が1万円未満、および年金月額が3,000万円以上となる年金の取扱はできません。(夫婦連生年金(配偶者特則付年金)及び5年倍額給付年金は、初年度年金月額2万円未満の場合、年金の取扱はできません。)
年金種類	①確定年金定額型(5年・10年・15年・20年)・5年倍額給付確定年金(10年・15年・20年) ②15年保証期間付終身年金(定額型)・5年倍額給付15年保証期間付終身年金 ③15年保証期間付夫婦連生年金(配偶者特則付年金)(定額型) ※ただし、5年確定年金は一般積立コースのみ選択できます。 ※年金は年4回(3月・6月・9月・12月)3ヵ月ずつ分けて支払います。	①確定年金定額型(5年・10年・15年・20年)・5年倍額給付確定年金(10年・15年・20年) ②15年保証期間付終身年金(定額型)・5年倍額給付15年保証期間付終身年金 ③15年保証期間付夫婦連生年金(配偶者特則付年金)(定額型) ※ただし、5年確定年金は一般積立コースのみ選択できます。 ※年金は年4回(3月・6月・9月・12月)3ヵ月ずつ分けて支払います。
年金の繰延べ	最高10年まで年金受給を繰延べすることができます(最高80歳まで)。 ※年金の繰延べとは、年金の据置のことをいいます。 ただし、繰延べ期間中は掛金の払込み、一部の払出しはできません。繰延べ期間は、短縮する事が可能です。(年金受給開始希望日の2ヵ月前までに手続きが必要です)。また、繰延べ期間中は減口できません。	最高10年まで年金受給を繰延べすることができます(最高80歳まで)。 ※年金の繰延べとは、年金の据置のことをいいます。 ただし、繰延べ期間中は掛金の払込み、一部の払出しはできません。繰延べ期間は、短縮する事が可能です。(年金受給開始希望日の2ヵ月前までに手続きが必要です)。また、繰延べ期間中は減口できません。
配当金	・積立期間中の配当金は、年1回責任準備金の積増のために繰入れられます。(配当金が生じた場合) ・年金受給権取得後は年金の増額のための保険料に充当されます。	・積立期間中の配当金は、年1回責任準備金の積増のために繰入れられます。(配当金が生じた場合) ・年金受給権取得後は年金の増額のための保険料に充当されます。
引受生保ごとの年金額	年金開始時の引受生保割合に応じて設定された年金額となります。その引受生保ごとの年金額は、積立中者の生保引受割合の変更にかわらず、引き続き年金受取り満了まで継続してお支払いいたします。	年金開始時の引受生保割合に応じて設定された年金額となります。その引受生保ごとの年金額は、積立中者の生保引受割合の変更にかわらず、引き続き年金受取り満了まで継続してお支払いいたします。

税法上の取扱いについて

税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。

保 険 料 (掛金から制度運営事務費を除いたもの)	個人年金コース→保険料は個人年金保険料控除の対象となります。		
	一般積立コース→保険料は一般の生命保険料控除の対象となります。		
	一般の生命保険料控除額、個人年金保険料控除額ともに下の算式により算出されます。		
	所得税の控除額	年間支払保険料の合計額 25,000円以下 25,001円から50,000円まで 50,001円から100,000円まで 100,000円超	一般の生命保険料控除額、個人年金保険料控除額 全額 年間支払保険料合計額×1/2+12,500円 年間支払保険料合計額×1/4+25,000円 一律 50,000円
地方税の控除額	年間支払保険料の合計額 15,000円以下 15,001円から40,000円まで 40,001円から70,000円まで 70,000円超	一般の生命保険料控除額、個人年金保険料控除額 全額 年間支払保険料合計額×1/2+7,500円 年間支払保険料合計額×1/4+17,500円 一律 35,000円	
	【ご注意】 2010年度の税制改正により、2012年から生命保険料控除制度が改正されましたが、「積立年金」は旧制度が適用され、所得税は最高5万円の所得控除が受けられます。 (新規加入日が2012年1月以降の方についても、「積立年金」の制度発足日が1986年8月であることから旧制度と判定されます。) ただし、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除全ての適用を受ける場合、所得税の所得控除限度額は合計で12万円です。		
	脱退一時金 (一部または全部払出金を含む)	脱退一時金(一部または全部払出金)を受け取る場合は、次の算式で得た額が一時所得として課税の対象となります。 一時所得の課税対象額=(脱退一時金額-払込保険料合計額-50万円)×1/2(他に一時所得がない場合) *所得税に加え復興特別所得税が課税されます。	
	年 金	加入者本人が年金を毎年受け取る場合は次の算式で得た額が雑所得として課税の対象となります。 雑所得課税対象額=(基本年金年額+増加年金年額)-基本年金年額× $\frac{\text{払込保険料合計額}}{\text{年金支払総額(見込額)}}$ なお、この額が25万円以上の時10.21%の源泉徴収を行います。	
遺族一時金	加入者死亡による遺族一時金は相続税の課税対象となります。ただし、受取人が法定相続人の場合、次の算式で得た額までは非課税となります。 法定相続人数×500万円		
積立金	積立期間中の保険料及び配当金は非課税です。		

ご加入後送付される主な書類

加入のしおり	新規加入者には、制度の仕組みや加入後の手続きを説明した「加入のしおり」を送付します。
ご加入のお知らせ	新規加入者には「ご加入のお知らせ」を送付します。(8月1日付加入は10月末頃、2月1日付加入は4月末頃)
生命保険料控除証明書	月払・ボーナス払・一時払の分をあわせて、毎年10月末頃送付します。
残高通知	加入後の決算日(8月1日)の有効加入者には、積立金の残高をお知らせする「残高通知」を毎年10月末頃に送付します。